

保育士等キャリアアップ研修修了証の発行について

処遇改善等加算Ⅱの認定要件のうち、2022年度から必須化となるキャリアアップ研修の受講について、受講を証明する「研修修了証」の発行手続きは以下のとおりです。計画的な研修受講・修了申請を行ってください。

パターン1

委託研修を受講された場合



⇒分野ごとに15時間受講されたら、受託者からキャリアアップ研修修了証が送付されますので、**県へ指定研修修了認定申請は不要です。**

※やむを得ない事情により一部しか受講できなかった方は【パターン2】を御覧ください。

パターン2

- ①県が指定する研修を15時間以上受講された場合 もしくは
- ②委託研修を一部受講し、県が指定する研修と合わせて15時間以上受講された場合
(例：委託研修10時間＋県が指定する研修5時間)

⇒次の書類により、子育て応援課に申請してください。

審査の上、子育て応援課から申請者へキャリアアップ研修修了証を送付します。

- (1) 保育士等キャリアアップ研修に係る指定研修修了認定申請書（別紙様式1）
- (2) 保育士等キャリアアップ研修に係る指定研修受講確認書（別添様式1）
*個人ごと分野ごとに作成いただき、施設長の確認が必要です。
- (3) 県が指定する研修を受講したことを証明する①～③のいずれか
 - ①実施主体等が発行する研修修了証
 - ②復命書
 - ③保育士等キャリアアップ研修(県指定研修)レポート（別添様式2）



注：日本保育士協会主催研修のうち、開催地である東京都及び大阪府が指定している研修については、開催地より「キャリアアップ研修の修了証」が発行されるため、県への指定研修修了証申請は不要です。

(対象となる研修は、指定研修一覧に注釈として記載しています。)

注：委託研修を一部受講したことを証明する書類の提出は不要です。

(3)は県が指定する研修に係る書類を添付してください。

<申請先>

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地

鳥取県福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課 保育・幼児教育担当 宛

<問い合わせ先>

電話：0857-26-7570 E-mail：kosodate@pref.tottori.lg.jp

申請書に必要な様式及び県が指定する研修の一覧は、以下のURLより御覧ください。

URL：https://www.pref.tottori.lg.jp/271643.htm

同ページに「よくある質問とその回答（FAQ）」も掲載していますので、参考にしてください。